

令和5年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和6年3月21日（木） 16時05分開会
17時05分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	津曲 貞利
委員	立元 千帆
委員	前田 圭子
委員	岡本 尚也

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小村 真二	教育部長	佐土原 隆
総務課長	九反 大介	学校整備室長	岩坪 秀樹
施設課長	久保 浩一	文化財課長	圖師 みゆき
美術館副館長	池田 雅光	図書館副館長	小城 裕子
学務課長	鶴田 紋太郎	学校教育課長	中村 武司
学校ICT推進センター所長	木田 博	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	吉元 利裕	生涯学習課長	西國原 学
少年自然の家所長	唐仁原 宏樹	中央学校給食センター主幹	徳丸 仁

◇ **書記**

総務課主幹	黒木 浩幸	総務課主査	上堀内 啓太
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

1 開 会

2 会議成立の宣言

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開

定第 6 3 号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市市立高等学校学則変更一部改正について]

定第 6 5 号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

定第 6 6 号議案 鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規定一部改正の件

定第 6 7 号議案 鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件

定第 6 8 号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件

定第 6 9 号議案 鹿児島市冒ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件

定第 7 0 号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

定第 7 1 号議案 鹿児島市図書館条例施行規則一部改正の件

報告事項(1) 令和 5 年度鹿児島学習定着度調査の結果について

報告事項(2) 地域公民館図書室における雑誌スポンサー制度導入について

報告事項(3) 市議会関係の審査結果等について

報告事項(4) 教育委員会関係の主な行事について

非公開

定第 7 2 号議案 代決処分の承認を求める件

[県費負担教職員の懲戒に係る内申について]

定第 6 4 号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

6 その他

7 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和5年度第12回教育委員会定例会を開会します。

2 会議成立の宣言

教育長 議事に入ります。本日は全員出席し、定足数に達していますので、会議は成立しています。本日の議事日程は、資料の2ページをご覧ください。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、立元委員と岡本委員にお願いします。

4 会議の公開等について

教育長 会議の非公開についてですが、本日審議する10の議案及び4つの報告事項のうち、定第64号議案は人事・人選等に係る案件のため、定第72号議案は懲戒に関する案件のため、非公開で傍聴を禁止し、関係部課長のみの出席とする取り扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、そのように取り扱います。

教育長 それでは、議案審査に入りたいと思いますが、まず、公開案件からご審議いただき、後ほど非公開案件の審議をお願いしたいと思います。

教育長 ここで、傍聴について、委員の皆さんにお諮りします。

事務局に確認しますが、本日、傍聴を希望される方はいますか。

事務局(企画調整係長) 傍聴及び撮影を希望される方が1名いらっしゃいますので、傍聴希望者の住所及び氏名を読み上げます。

教育長 事務局から傍聴希望者の読み上げがありました。希望者の傍聴及び撮影を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、傍聴及び撮影を許可することとします。事務局は傍聴人を入室させてください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 定第63号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立高等学校学則一部改正について〕

承認

教育長 定第63号議案について、学校教育課長、説明をお願いします。

事務局(学校教育課長) 3ページをご覧ください。定第63号議案代決処分の承認を

求める件についてお諮りします。本件は、鹿児島市立高等学校学則一部改正を代決したことについて、承認を求めるものです。6ページをご覧ください。改正の理由としては、民法の一部改正、多様な家庭状況への配慮の必要性を踏まえ、誓約書による保証契約の見直しを行うものであり、学則から保証人の項目を削除し、高校入学後に学校へ提出する契約書の様式変更を行ったことによる改正です。3月14日に各高校で行われた合格者集合における誓約書を配布する必要があったため、3月12日付けで代決処分を行い、告示しています。なお、施行日は令和6年4月1日です。改正する箇所を示した新旧対照表を用いてご説明します。7ページをご覧ください。第18条について、及び保証人という文言を削除しています。第18条の3について、全て削除しています。それにより、第18条の4を3に、5を4にしています。第18条の4と5及び第19条について、及び保証人という文言を削除しています。8ページをご覧ください。第21条の2及び第27条について、及び保証人という文言を削除しています。9ページをご覧ください。様式第3の誓約書の修正箇所です。上部の生徒氏名及び宣誓文及び日付の記載順を整理しています。同じく上部に保障内容を記載しています。中程にある保証人氏名を削除しています。表中の保証人欄を削除しています。また、表の下に注釈を追加しています。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第63号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

- 5 定第65号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件
定第66号議案 鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規定一部改正の件
定第67号議案 鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件

原案可決

教育長 定第65号議案から67号議案は関連する議案のため、総務課長、一括して説明をお願いします。

事務局（総務課長） 10ページをご覧ください。定第65号議案鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件、定第66号議案鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規定一部改正の件及び定第67号議案鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件については、いずれも令和6年4月1日の組織機構の整備等に関連することから、一括してご説明します。12ページをお願いします。鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関

する規則の新旧対照表ですが、冒険ランドいおうじまの廃止に伴い、関係部分の整理を行います。13ページをお願いします。令和6年度の組織整備において、教育委員会事務局に、教育DX担当部長を新たに配置するため、関係部分の整理を行なっています。16ページをお願いします。鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規定の新旧対照表ですが、教育DX担当部長の配置に伴う、専決事項を追加するとともに、職員の休暇制度として新たに自己啓発等休業の創設等に伴い、総務課長の専決事項について関係条文を整備しています。19ページをお願いします。鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の新旧対照表です。自己啓発等休業の創設等に伴う改正を行っています。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第65号から67号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

- 5 定第68号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件
- 定第69号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件
- 定第70号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

原案可決

教育長 定第68号議案から70号議案は、規則の改正についての議案になりますが、主な改正概要が重複しますので、総務課長が一括して説明をします。

事務局（総務課長） 20ページ以降、定第68号議案から定第70号議案です。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行及び売春防止法の一部改正に伴い、入館料等が減額される婦人保護施設の名称が女性自立支援施設へ変更することに伴う文言の整理を行うものです。法律の改正に準じて令和6年4月1日から施行します。対象施設は、各規則の名称にあるように科学館、ふるさと考古科学館、美術館です。また、定第69号議案のふるさと考古歴史館については、これまでも本規則において、会議室等の使用について規定されていましたが、使用申請を行う際の様式が定められていなかったことから、今回、新たに様式を定めるものです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第68号から70号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 定第71号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件

原案可決

教育長 定第71号議案について、図書館副館長、説明をお願いします。

事務局(図書館副館長) 定第71号議案鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件について、ご説明します。37ページをご覧ください。改正理由は、電子図書館サービスにおける学校連携の開始に伴い、関係条文に市立小学校・中学校・高等学校の児童生徒及び教職員の利用に関する文言の追加及び条文整理を行うものです。施行日は4月1日です。38ページをご覧ください。新旧対照表で、左側が現行、右側が改正案です。第8条は、文言の追加に伴う条文整理を行うもの、第9条は、電子書籍について市立小学校・中学校・高等学校を通じて利用に供する場合、当該児童生徒及び教職員は利用者カードの交付を受ける必要がないこと、を加えるものです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員 電子書籍を借りるという形になるのですか。どういう端末でどのようにするのですか。

事務局(図書館副館長) 1人1台端末のホームページに、電子図書館につながるショートアイコンを作っていて、そこから入って今回配布するID、パスワードを入れると電子図書館の電子書籍が借りられる、もしくは読み放題が閲覧できるという形になります。

教育長 他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第71号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 報告事項(1) 令和5年度鹿児島学習定着度調査の結果について

教育長 報告事項(1)について、学校教育課長、説明をお願いします。

事務局(学校教育課長) 39ページの報告事項関係資料(1)をご覧ください。令和

5年度鹿児島学習定着度調査の結果について報告します。本調査は、県教育委員会が毎年1月に実施する、県内小・中学校を対象とした調査です。1の(1)の趣旨にあるように、児童生徒の学力や学習状況について調査し、指導方法の工夫・改善を図ることを目的としています。調査の内容、実施日は(2)、(3)のとおりです。対象については、全ての市立小、中学校です。なお、黒神小学校、一倉小学校、黒神中学校については、対象がないということで未実施となっています。2の調査の結果について説明します。ここでは、各教科の平均通過率をお示ししています。平均通過率については、教科・学年ごとに、知識・技能、思考・判断・表現、全体に分け、市の平均通過率と県との差を示しています。(2)の結果については、小学校は昨年、全教科で県を下回りましたが、今年度は、国語以下同程度、理科が0.1ポイント上回る結果となり、やや改善傾向にあると考えています。中学校については、昨年度、全教科が県を上回りましたが、今年度は、2年、社会で県を下回っています。その要因としては、複数の資料を関連付けて考える、自らの言葉で表現する力の育成等に課題があると考えています。なお、社会については、全学年で同様の課題があることが分析結果から分かっています。このことについては、喫緊の課題として今後、対策に取り組んでいきます。英語については、ヒアリングも県を上回っています。昨年度も、2学年とも県の平均通過率を上回ったところを考えると、小学校からAEAを活用した言語活動に積極的に取り組んでいることや、中学校において担任とALTが連携した授業を行っていることが、一つの要因ではないかと考えています。また、領域別に見ると、話すこと、読むこと、については成果が見られた一方、書くことについては県を下回る問題があったため、今後の更なる改善に努めていきます。次のページをご覧ください。今回、出題された問題について、中学校1年の数学と中学2年の社会の例を挙げています。知識・技能については、基本的な知識・技能の理解について問う問題、思考・判断・表現については、複数の資料を関連付け自分の考えを文章にまとめて答える問題などが出題されています。3の調査後の学校教育課の取組としては、特に課題があった学校については、小問ごとの詳細な結果分析を行うとともに、訪問による指導を行っています。また、成果が見られた学校の取組事例の収集を行い、その事例を全学校へ配布するとともに各学校の分析結果を授業改善に生かすよう指導しています。今後も、分析を基に報告書を作成し、管理職研修会等で指導を行います。また、来年度より本調査がタブレット等を用いて回答するCBTでの実施となることを見据え、デジタルドリル等のICT機器を活用した授業を推進するなど、各学校の指導方法の改善につながるよう取り組んでいきます。以上です。

教育長 　　ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

委員 　　このデータだと、全国学力学習状況調査でも同じように県の方が市を上回っているという傾向があるのですか。

事務局(学校教育課長) 　若干、全国学力学習状況調査の方が全ての学年等に応じて全国を上回っている状況にはありますが、鹿児島学習定着度調査だと小学校の方

が昨年度は県を下回る傾向もありました。ただ、今年度の国語と理科に関しては、県を上回る状況がありました。

教育長 そのほかに、ございませんか。よろしいでしょうか。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 報告事項(2) 地域公民館図書室における雑誌スポンサー制度導入について

教育長 報告事項(2)について、生涯学習課長、説明をお願いします。

事務局(生涯学習課長) 41ページ、報告事項関係資料(2)をご覧ください。地域公民館図書室における雑誌スポンサー制度導入についてご報告します。現在、市立図書館、天文館図書館で導入している雑誌スポンサー制度を地域公民館でも導入するものです。雑誌スポンサー制度は、図書室で閲覧できる雑誌等に広告を掲載できる制度です。公民館図書室が選定した雑誌リストの中から、希望雑誌の購入代金を企業や個人の事業者等に負担していただき、提供雑誌にスポンサー名や広告を表示することができるものです。令和6年4月から広報を行う予定にしています。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 報告事項(3) 市議会関係の審議結果等について

教育長 報告事項(3)について、管理部長、説明をお願いします。

事務局(管理部長) 42ページをお願いします。報告事項(3)市議会関係の審議結果等についてです。令和6年第1回市議会定例会が、2月9日から3月18日まで開催されました。本会議での主な質疑としては、学校規模適正化、学校給食、不登校対策をはじめ、多岐にわたって質疑が交わされました。議案としては、123号議案ふるさと寄附基金条例一部改正の件と、141号議案予算の関係でした。いずれも原案可決となりましたが、予算議案において、ICT活用による子ども見守り事業について付帯決議がされました。また、1月にご報告した明和小・中一貫校化に関する陳情審査については、不採択となりました。それぞれの主管課からご報告します。

事務局(保健体育課長) ICT活用による子ども見守り事業の件についてご報告します。学校において今年度初めて、小学校3校、川上小学校、八幡小学校、谷山小学校で行った事業です。希望する児童に見守り端末、ICTタグというものが

あります。それを無償で配布し、児童が携帯する端末が出す電波を街中にある見守りスポットという所を通過した際に、位置情報や通過時刻が記録され、迷子や行方不明など緊急時に迅速な対応が行えるサービスというものです。今年度、モデル的に3校を行ったところですが、来年度においても面的広がりを考え、また3校お願いしようとしたところですが、付帯決議が出たところですが、どのような意見だったかと申しあげますと、今日多くの保護者が各種端末等によりGPSを利用し位置情報確認等ができる状況を踏まえた場合、果たして事業による効果があるのか疑問である。監査においても同様の指摘がなされていたにも関わらず、5年度と同じ事業のスキームで予算提案がなされていることも問題である。加えて、政策決定の過程でDX推進部やCIO補佐官がコミットしていたことが明らかになったが、その際、子どもの見守りのみならず、高齢者の見守りにまで発展させる考えもあることが示されるなど、当初の議案説明では明らかでなかった長期的なまくろみについても当局から言及がなされた。予算計上する前に、庁内で整理をしたことを申し上げたところですが、

ICTタグはGPSを利用するシステムに対する明らかな優位性も見られないことから、下記事項について強く要請する、と要請が出されたところですが、どのような要請かと申しますと、ICT活用による子ども見守り事業については、事業展開や十分な事業効果など議会に対し説明がなされない限り、当該予算の執行については慎重に対応されたい、ということが1点。もう1点は、当該事業に対する指摘が解消され、予算執行のめどがたった場合は、予算執行前に適宜適切に委員会に対し報告されたい。この2点の条件が付された上で、原案可決となったところですが、以上です。

事務局（学校整備室長） 陳情の件についてご説明します。委員会における審査経過ですが、本件は明和小・中学校一貫校化について、市教委が当事者である保護者や教職員はもちろんのこと、地域住民、団体住民に周知を行い、意見交換ができる説明会を行うこと。また、地域住民みんなが納得できる議論の結果を踏まえ、市教委は将来のことを決めること。この2点について要請されたものです。市教委としても、これまで地域の住民や代表の方々とお話をしていること、また、同じ代表の希望に満ちた明和を作る会との意見交換を行っていることなどを説明しました。委員会においては、これまでの教育委員会や地域の取組が披瀝された結果、それでもなお反対の方々がある一定数いる現状から、賛成・反対の判断に至る理解が十分に得られていない。また、陳情書には、地域住民みんなが納得できる議論の結果を踏まえ、市教委が将来のことを決めることとあり、地域住民が理解した上で判断する必要がある、進め方が拙速であることから、本件については採択したい、という意見がありました。また、陳情書には、まちづくり協議会が提出した要望書の内容や小中一貫校がどのようなものか知らされていない現状である、是非を検討するための十分な情報が与えられていないとあるが、経過等について確認したところ、その事実は確認できなかった。また、教育委員会として意見交換や文書での回答を実際に行っていることが確認できたことから、不採択としたいという意見。教育委員会は、今後も必要に

応じて説明を行っていきたいと述べていること、陳情書には市教委が将来のことを決めるとあるものの、一貫校化については地域住民の合意があって成り立つことが非常に大きなところであると考えることから、不採択としたいという意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択となったところでした。以上です。

教育長 いまの二つの報告について、何かご質問等ございませんか。

委員 DX推進部は市役所の部局に入っているのでしょうか。例えば、広く携帯持っていないようなところにやるとするのか。要は、高齢者の方などに後々にと書いていますが、その第一弾を市教委がやっていくという形なのですか。

事務局（保健体育課長） 携帯ではなく、ICタグを持たせてということです。校区内に20か所スポットを置きますが、そこを通過した際に分かるというようなものです。確かにGPSと機能は全然違って、登下校だけの状況が分かるというようなもの。例えば分かるのも迷子や連れ去りがあった時のみに、そのような情報を警察に送ることができるというものであり、保護者が瞬時に居場所を分かるようなものではありません。

委員 連れ去りがあっても、どこにその子が行っているかどうかは途中までしか分からないのですね。

事務局（保健体育課長） おっしゃる通りです。

委員 陳情については、議論ができる場を作ることが否決された、不採択ということですか。

事務局（学校整備室長） その通りです。

委員 今後議論しないということですか。

事務局（学校整備室長） これについては、小中一貫校をするということについても一度議論をして欲しい、ということでした。我々としては、まちづくり協議会、それから学校運営協議会からも進めてくれという話がきていますので、その意見に基づき進めていくので、改めてそこについて議論はしない。今後がどのような学校を作っていくかについては、議論をするということで説明しています。

教育長 よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 報告事項(4) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 報告事項(4)について、美術館副館長、説明をお願いします。

事務局（美術館副館長） 市立美術館オーダリー・ヘプバーン写真展について、ご説明します。期間は、昨日3月20日（水）からゴールデンウィーク明けの5月6日（月）までとなっています。昨日、開場式が行われ500人以上ご来場いただき、非常に盛況な観客数でした。この写真展は、モノクロをはじめ、ハリウ

ッドの著名な写真家による写真撮影であり、オードリー・ヘプバーンの普段のくつろいでいる姿など、普段見ることのできない貴重な写真がありますので、ぜひご来場いただければと思います。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。
（なしの声あり）

教育長 それでは公開案件は以上になります。これから非公開案件の議案審査に入りますので、傍聴人の方は、ご退席をお願いします。

教育長 それでは、定第72号議案の審議に入る前に、学務課長及び総務課長以外の課長は退席をお願いします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 定第72号議案 代決処分の承認を求める件

〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 定第64号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の日程についてご連絡します。日程については、確定後、ご案内します。
以上です。

8 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】